

# 第 1 期

(自 2021年8月26日 至 2022年3月31日)

事 業 報 告  
計 算 書 類  
附 属 明 細 書

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

# 第 1 期

(自 2021 年 8 月 26 日 至 2022 年 3 月 31 日)

## 事 業 報 告

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

## 1. 当社の現況に関する事項

### 1-1 みおつくし工業用水コンセッション株式会社の発足と事業活動の経過

当社は前田建設工業株式会社含むコンソーシアムが、大阪市が公募した「大阪市工業用水道特定運営事業等」に応募し、2021年8月3日に優先交渉権者として選定され、同月26日に前田建設工業株式会社含むコンソーシアム構成員4社の出資により、みおつくし工業用水コンセッション株式会社として設立されました。

その後、10月15日に大阪市と公共施設等運営権実施契約を締結し、翌年2月1日には経済産業大臣から事業許可および供給規程認可を受け、4月1日からの事業開始に向け、大阪市と協議および事業承継等の準備を進めてまいりました。

本事業は、民間事業者の経営ノウハウや先進技術、創意工夫を最大限に活用し、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を可能とすること、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造を実現しつつ、市域の産業活動を支える水インフラとして、安定した水質、豊富な水量、低廉な価格により、その役割を担い続けていくことを目的としております。

昨今、利用者の減少や節水等による給水収益の減少、管路の老朽化による運営コストの増大、人材が減少する中での事業を運営することの難しさ、という課題が浮き彫りとなっておりますが、持続可能な大阪市工業用水道を実現するため、収益基盤、費用構造、運営体制という3つのサステナビリティ戦略を実行し、また最先端の管路状態監視保全技術等を導入するなど、大規模漏水事故の未然防止と長寿命化を図っていくことで、大阪工水モデルを確立し、全国の工業用水道事業を課題解決に導く「潯標（みおつくし）」となることを目指し、事業を展開してまいります。

### 1-2 財産及び損益の状況

	第1期 (当事業年度)
売上高（千円）	-
当期純利益（千円）	△21,188
一株当たり当期純利益（円）	△105
総資産（千円）	5,004,158

### 1-3 主要な事業内容

工業用水の供給および経営等に関する業務  
浄配水場および配水場の管理運営に関する業務  
管路の管理運営に関する業務  
お客さまサービスに関する業務  
災害及び事故への対応に関する業務 等

#### 1-4 主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な営業所

本社：大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

(2) 使用人の状況

使用人数 9名

平均年齢 41歳

#### 1-5 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

親会社名	所有株式数	株式数比率
前田建設工業株式会社	142,000株	71%

(2) 親会社等との間の取引に関する事項

親会社等との取引につきましては、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会で審議の上決定しており、当社の利益を害することのないよう適切に対応しております。

(3) 子会社の状況

子会社はございません。

#### 1-6 主要な借入先及び借入額

借入金についてはございません。

## 2. 株式に関する事項

### 2-1 全株主名

親会社名	所有株式数	株式数比率
前田建設工業株式会社	142,000株	71%
日本工営株式会社	50,000株	25%
西日本電信電話株式会社	6,000株	3%
東芝インフラシステムズ株式会社	2,000株	1%

### 2-2 その他株式に関する重要な事項

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 200,000 株

(3) 当期末の株主数 4 名

### 3. 会社役員に関する事項

#### 3-1 氏名および役職（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	主な兼職状況
代表取締役社長	後藤 充志	
取締役	東山 基	前田建設工業(株)常務執行役員
取締役	飯田 和輝	
監査役	西口 義郎	

#### 3-2 取締役および監査役ごとの報酬等の総額

区分	支給人員	支給額（千円）
取締役	3名	1,420円
監査役	1名	0円
計	0名	0円

#### 3-3 当社と当社役員または支配株主との利益が相反する取引 該当ございません。

### 4. 会計監査人の状況

#### (1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

以 上

# 第 1 期

(2021年8月26日 ～ 2022年3月31日)

## 計 算 書 類

みおつくし工業用水コンセッション株式会社



損 益 計 算 書

〔 自 2021年 8月 26日 〕  
〔 至 2022年 3月 31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		-
売 上 原 価		4,722
売 上 総 利 益		△ 4,722
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		25,523
営 業 利 益		△ 30,245
営 業 外 収 益		-
営 業 外 費 用		-
経 常 利 益		△ 30,245
特 別 利 益		-
特 別 損 失		-
税 引 前 当 期 純 利 益		△ 30,245
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	244	
法 人 税 等 調 整 額	△ 9,302	△ 9,057
当 期 純 利 益		△ 21,188

## 株主資本等変動計算書

[ 自 2021年8月26日 至 2022年3月31日 ]

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	繰延 ヘッジ 損益		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	資本 剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
当期首残高	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額									
新株の発行	100,000	100,000	100,000			200,000		200,000	
当期純利益				△ 21,188	△ 21,188	△ 21,188		△ 21,188	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								0	
当期変動額合計	100,000	100,000	100,000	△ 21,188	△ 21,188	178,811	-	-	
当期末残高	100,000	100,000	100,000	△ 21,188	△ 21,188	178,811	-	-	

# 個 別 注 記 表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1-1 固定資産の減価償却の方法

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 有形固定資産            | 定額法によっております。   |
| (2) 無形固定資産            |  |
| ① 公共施設等運営権            | 事業運営期間である10年の定額法によっております。  |
| ② 公共施設等運営事業の更新投資に係る資産 | 事業運営期間である10年の定額法によっております。  |
| ③ ソフトウェア              | 定額法によっております。   |
| (3) リース資産             | 所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとする定額法によっております。 |

### 1-2 繰延資産の償却方法

- |         |  |
|---------|--|
| (1) 開業費 | 5年間で定額償却しております。<br>なお、当会計期間については、事業運営開始前のため、開業費の償却についてはございません。 |
|---------|--|

### 1-3 収益及び費用の計上基準

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 給水収益 | 給水収益は、お客さまが当社が供給する工業用水を利用した時点で履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。<br>なお、当会計期間については、事業運営開始前のため、給水収益についてはございません。 |
|----------|--|

### 1-4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- |              |               |
|--------------|---------------|
| (1) 消費税の会計処理 | 税抜方式によっております。 |
|--------------|---------------|

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### 2-1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。  
なお、当事業年度の損益に与える影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

3-1 有形固定資産の減価償却累計額 1,128 千円

### 3-2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務 38,982 千円

### 3-3 公共施設等運営権

当社が運営権者となり、実施する公共施設等運営事業は以下のとおりです。

#### (1) 運営権者が実施する公共施設等運営権の概要

名 称	大 阪 市 工 業 用 水 道 特 定 運 営 事 業 等				
対象とする公共施設等の内容	(名称) 東淀川浄水場	(名称) 桜宮配水場	(名称) 鶴見配水場	(名称) 北港加圧ポンプ場	(名称) 工業用水道の取水管及び配水管並びにこれらの附属設備（制水弁、空気弁、消火栓、排水設備等） ※大阪市水道事業及び工業用水道の設置等に関する条例に定める給水区域のほか、大阪市西区及び中央区並びに吹田市の一部に配置
実施契約に定められた運営権対価の支出方法	運営権対価は実施契約については規定する方法に従い、運営期間（10年間）にわたり分割して支払う。				
運営権設定期間	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日
残存する運営権設定期間	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日	2022年4月1日～ 2032年3月31日

(2) 公共施設等運営権の減価償却の方法

事業運営期間である10年の定額法によっております。

(3) 更新投資に係る事項

① 主な更新投資の内容及び投資を予定している時期

(管路8路線)

主な管路の更新投資工事	予 定 時 期
西淀川区御幣1丁目～柏里3丁目	2028年3月期 ～ 2030年3月期
西淀川区千舟2丁目	2028年3月期 ～ 2029年3月期
西淀川区大野2丁目	2026年3月期 ～ 2027年3月期
此花区梅香3丁目～春日出1丁目	2025年3月期 ～ 2027年3月期
福島区海老江8丁目	2024年3月期 ～ 2026年3月期
福島区海老江6丁目～8丁目	2025年3月期 ～ 2026年3月期
北区中津1丁目～3丁目	2025年3月期 ～ 2028年3月期
東淀川区柴島1丁目	2027年3月期 ～ 2028年3月期

② 運営権者が採用した更新投資に係る資産及び負債の会計処理の方法

更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が管理者等に帰属するものに限る。）に関して、運営権設定期間にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を見積り、公共施設等運営権取得時に支出すると見込まれる額の総額の現在価値を負債として計上し、同額を資産として計上しております。

③ 更新投資に係る資産の減価償却の方法

事業運営期間である10年の定額法によっております。

4. 損益計算書に関する注記

4-1 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上原価・販売費及び一般管理費

5,104千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

5-1 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 200,000 株

6. 税効果会計に関する注記

6-1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金の計上によるものであります。

7. 金融商品に関する注記

7-1 金融商品の時価等に関する事項

(1) 2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	96,910	96,910	-
(2) 未収入金	49	49	-
資産計	96,959	96,959	-
(1) 公共施設等運営権に係る負債（流動負債）	42,893	42,893	-
(2) 公共施設等運営権に係る負債（固定負債）	370,766	370,766	-
負債計	413,659	413,659	-

(注) 金融商品の時価の算定

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 公共施設等運営権に係る負債（流動負債）

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 公共施設等運営権に係る負債（固定負債）

公共施設等運営権に係る負債（固定負債）の時価については、支払予定時期に基づき将来キャッシュフローを国債利回りを基礎とした合理的な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

8. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 894 円 06 銭

1株当たり当期純損失 105 円 94 銭

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	議決権等の 所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	前田建設工業株式会社	28,463,349	被所有 71.0	従業員の出向等	出向者人件費	4,240 (注1)	-	-

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格に基づいて交渉し、決定しています。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記1-3」に記載の通りであります。

(注) 各注記の記載金額はすべて千円未満を切り捨てにより表示しております。

# 第 1 期

(2021年8月26日 ～ 2022年3月31日)

## 附 属 明 細 書

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区 分	期首帳簿 価 額	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形固定資産							
建物付属設備	-	9,162	-	164	8,998	164	9,162
工具器具備品	-	1,721	-	27	1,694	27	1,721
一括償却資産	-	2,245	-	744	1,501	744	2,245
リース資産	-	5,688	-	-	5,688	-	5,688
計	-	18,816	-	935	17,883	935	18,816
無形固定資産							
公共施設等運営権	-	463,660	-	-	463,660	-	463,660
公共施設等運営権事業の更新投資に係る資産	-	4,346,005	-	-	4,346,005	-	4,346,005
ソフトウェア	-	10,320	-	172	10,148	172	10,320
計	-	4,819,985	-	172	4,819,813	172	4,819,985

- (注) 1.公共施設等運営権の増加は、大阪市工業用水道特定運営事業の運営権で大阪市水道局から取得したものです。  
2.公共施設等運営権事業の更新投資に係る資産の増加は、将来の管路の更新投資工事予定金額を現在価値に割り引いた金額を計上したものです。

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	1,420
給 与	6,578
福 利 厚 生 費	765
事 務 用 品 費	571
交 通 費	526
通 信 費	902
調 査 研 究 費	515
保 険 料	442
地 代 家 賃	3,546
租 税 公 課	810
広 告 宣 伝 費	2,025
シ ス テ ム 費	1,020
雑 費	2,004
減 価 償 却 費	1,107
そ の 他	3,287
合 計	25,524

2022年5月31日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社  
代表取締役社長 後藤 充志 殿

監査役

西口 義郎



### 監査報告書の提出について

会社法第 381 条第 1 項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以 上

# 監査報告書

2021年8月26日から2022年3月31日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

## 3. 追記情報

記載すべき事項は御座いません。

2022年5月31日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

監査役

西口 義郎



監 査 報 告 書

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

第 1 期

〔 自：2021年 8月26日  
至：2022年 3月31日 〕

# 独立監査人の監査報告書

2022年5月31日

みおつくし工業用水コンセッション株式会社

取締役会 御中

**EY新日本** 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

飴谷健洋

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、みおつくし工業用水コンセッション株式会社の2021年8月26日から2022年3月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上